

平成28年12月8日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	11 番	松本末治
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	光武学
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	有森弘茂
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
企	画	土	井	正	昭
企	画	寺	山	靖	久
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	川	原	逸	生
福	祉	橋	村	直	子
保	険	田	崎		靖
農	林	中	島	憲	次
産	業	橋	口		浩
農	業	江	口	清	一
商	工	山	浦	康	則
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	栗	林	雅	彦
水	道	小	野	原	隆
教	育	染	川	康	輔
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和
監	査	村	田	敏	樹

平成28年12月8日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 閉会中の継続審査議案
- 議案第62号 平成27年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成27年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 平成27年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 平成27年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告、質疑、討論、採決)
- 日程第2 議案第74号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第75号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第76号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第77号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第78号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第79号 鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 閉会中の継続審査議案

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案第62号から議案第67号までの6議案について審議に入ります。

去る9月定例会において決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託をされました議案第62号から議案第67号までの平成27年度に係る各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付をいたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成28年11月11日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

決算審査特別委員会

委員長 稲富雅和

決算審査特別委員会審査報告書

平成28年9月23日の本会議において付託されました、議案第62号「平成27年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第63号「平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第64号「平成27年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第65号「平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第66号「平成27年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第67号「平成27年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」の6議案については、11月7日に現地調査を、8日、11日の両日に審査、計3日間にわたり委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、稲富雅和議員。

○決算審査特別委員長（稲富雅和君）

皆さんおはようございます。決算審査特別委員会委員長の稲富雅和でございます。ただいまから決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月23日の本会議において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議案第62号から議案第67号までの6議案について、11月7日、8日、11日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

なお、7日の午後からは議案関係5カ所の現地調査を行いました。

1カ所目が陸上競技場部分改修工事、2カ所目が地域密着型市道改修事業、3カ所目が浄化センター建設工事委託、4カ所目が東部中学校体育館耐震補強大規模改修事業、5カ所目がさが園芸農業者育成対策事業、以上の5カ所でございます。

次に、11月8日、11日の審査経過及び結果について報告をいたします。

市長、副市長、担当職員の出席のもと、市長挨拶の後、企画財政課参事より平成27年度の決算状況と主要施策の成果説明書により説明がありました。

説明の要旨は以下のとおりでございます。

一般会計は574,475千円の黒字、公共下水道事業特別会計は3,909千円の黒字、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計は2,585千円の黒字、国民健康保険特別会計は207,508千円の赤字で、後期高齢者医療特別会計は906千円の黒字、国民健康保険特別会計を除く全ての会計は黒字である。

主な財政指標だが、経常収支比率は88.1%、前年比5.1ポイントの改善。主な内容は、歳入で地方消費税交付金の大幅増、普通交付税の増など、歳入の経常一般財源が多く増加したこと。また、歳出面で扶助費の増、物件費の増が影響したものの、人件費の減、公債費の減が大きく、歳出一般財源も減少したことによるもの。

実質赤字比率については黒字決算で、実質赤字比率の早期健全化比率が14.01%、財政再生基準が20%を下回っている。

一般会計と水道事業会計、国民健康保険特別会計等を全部含んだ決算である連結実質赤字比率は、全体で連結しても赤字となっていない。

一般会計に特別会計、一部事務組合等も含めた指標である実質公債費比率は8.0%で、昨年度から1.0ポイント改善。早期健全化基準25%、財政再生基準35%を大きく下回っている状況。

将来負担比率は68.9%、昨年度より10.9ポイント上昇し、早期健全化基準の350%を下回っている状況。

このような説明がありました。

次に、監査委員より議案第62号から議案第67号まで6議案について一括して報告がありました。

審査に付された歳入歳出決算書及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、適正に表示されていた。予算の執行管理については、歳入の確保と歳出予算の効率的な執行に配慮しながら、各種の事務事業が推進されており、各会計とも適正に処理されていた。

平成27年度鹿島市一般会計の歳入決算額は14,417,808,220円で、前年度比4.3%の減少。主な要因は、地方消費税交付金が73.2%の増加、県支出金が6.1%の増加、地方交付税が1.3%の増加、市税が0.4%の増加となったものの、繰入金が36%の減少、国庫支出金が17.1%の減少、市債が9.9%の減少、繰越金が27.6%の減少等によるもの。

また、歳出決算額は13,843,333,246円で、前年度比6%の減少。主な要因は、消防費が106.5%の増加、商工費が32.9%の増加、農林水産業費が8%の増加、民生費が1.7%の増加

となったものの、土木費が35.3%の減少、教育費が34.4%の減少、公債費が11.5%の減少等によるもので、実質収支額は283,615,974円の黒字決算となっている。

公共下水道事業特別会計は、本年度の予算現額1,310,474千円に対し、収入済額は1,231,805,007円で、受益者負担金430,800円と下水道使用料494,038円を合わせた924,838円が不納欠損処分されている。支出済額は1,229,896,007円、繰越明許費が76,617千円で、不用額が5,960,993円となり、歳入歳出差引額の3,909千円は次年度への繰り越し。一般会計からの繰入金は594,323,190円で、前年度に比べ20,621,395円、率にして3.6%増加している。

谷田工場団地造成・分譲事業特別会計は、例年並みの決算となっており、大きな増減はない。

国民健康保険特別会計は、予算現額4,780,559千円に対し、歳入決算額は4,549,956,497円、歳出決算額は4,757,463,935円であり、収支差し引きでは207,507,438円の赤字となったため、歳入不足額については平成28年度からの繰り上げ充用金で補填されている。

後期高齢者医療特別会計は、予算現額381,010千円に対し、歳入決算額は379,215,697円、歳出決算額は378,310,297円となっており、この結果、収支差し引きで905,400円の黒字決算となっている。

給与管理特別会計は、予算現額1,847,482千円に対し、収入済額及び支出済額ともに1,837,509,365円で、前年度より20,681,750円、率にして1.1%減少。時間外勤務手当の減少により職員手当等が減少したことや、平成27年10月からの標準報酬制の導入により共済費が減少したことなどが主な要因である。

以上、監査委員からの報告概要でございます。

次に、委員会審査における質疑の主なものについて申し上げます。

質問：今後、外国人を含め、ますます観光客がふえてくると思う。鹿島はなかなか宿泊施設がないが、今後の取り組みは。また、観光プロモーション事業の上乗せ分は何に使われたのか。

答弁：インバウンドの受け入れ体制は十分ではないが、地方創生の関連予算を活用して看板とかパンフレット等を整備した。ここ数年、タイからのお客様が急増したことは明らか。今まで情報の共有やインバウンド対策を協議する場がなかったが、市内の主要観光施設や交通機関、観光関係団体、有識者による鹿島市インバウンド推進会議をことし3月に開催し、年4回のペースで意見交換や情報共有とか、あと、セミナーの開催などに今取り組んでいるところだ。

宿泊関係は、鹿島市ニューツーリズム推進協議会にて、民泊とか体験民泊をふやすことを進めている。実際に飯田のほうに1軒民泊があるが、タイやドイツからとか、直接申し込まれて泊まられている。観光プロモーションの追加分は、主に肥前鹿島駅前にてできた観光案内所の改修事業費と、そこの備品購入費。あと、5カ国分の通訳機

能があるタブレット「みえる通訳」の利用費用やタイの旅行雑誌に広告掲載などである。

質問：路線バス維持事業で、一般財源の中から30,000千円近い金額の補助金を出している。平成30年度をめどに県の補助金が廃止されるが、バス会社や路線が通っている地域住民の話し合いや、継続していく中での効率や必要性、あるいは重要性、そういったものの調査、話し合う機会、検討はなされているか。

答弁：路線バス維持事業と地域公共交通活性化事業という2つの事業が、バスとのりあいタクシーなどを運行させる事業。鹿島市地域公共交通会議、鹿島市地域公共交通活性化協議会という2つの組織があり、メンバーは同じだが、市長が会長で、地元の代表、祐徳バスとか再耕庵タクシーの事業者の方、区長会、老人クラブ、関係するPTAとか市内小・中学校、運輸支局、佐賀県の担当者、警察、商工会議所、JR九州などの各代表に委員になってもらい、会議を年4回ほど開催し、地元の御意見やバス事業者の意見などを聞きながら、バスの運行について検討を重ねているところである。

平成30年度に県からの廃止路線代替バス補助金がなくなるということで、現在、市民アンケートとか地元の調査を行い、今後の持続可能な路線の確保のため検討を重ねているところだ。

質問：有明海の海底耕うんについて、昨年から3カ年計画でこれを実施しているが、経緯、目的、日数は。その効果の調査結果はあるのか。

答弁：有明海において赤潮発生等、ノリの品質が悪くなる状況が続いたことで、品質低下を防ぐために環境改善に向け、始まったものだ。内容は、市内の漁業区域圏の面積が約1,300ヘクタールを3カ年に分けて実施し、27年度はそのうちの約440ヘクタールが対象となった。

この海底耕うんの費用負担は、国が2分の1、県が4分の1、市が8分の1、漁協の地元負担が8分の1で、作業は漁協に委託し、平成27年は5月15日から5月30日の工期の中で実施をした。

質問：学力向上対策事業について、具体的には。

答弁：主に学力向上推進委員会のほうに委託をし、学力検査、知能検査、その他の評価を行った。会長は市内校長先生で、教職員が構成メンバー。各学校から学力向上の推進委員を出し、各学校の取り組み、情報を共有し、それぞれの学校に持ち帰り、学力向上について取り組んでいる。予算の2,000千円は、主に学力検査の代金だ。

質問：文化財保護対策事業で、鹿島高校の校舎改築に伴い遺跡が出たが、その文化財的な価値は。また、これをどのように生かしていくのか。

答弁：銅矛とか管玉等が出土したが、今現在、保存処理をやっている状況だ。発掘調査結果報告書は本年度中にまとめて、展示など、いろいろな形で活用を来年度以降に検討する。

質問：農業振興地域整備計画見直しの進捗状況は。

答弁：農業振興地域は、二十数年、見直しをしていなかった。圃場整備関係、現状の荒廃地等のデータを精査するのに時間がかかり、27年度に精査、28年度には計画案提出の予定だったが、見直しが29年度にずれ込む状況になっている。29年9月ごろにはつくりたい。

質問：ジビエ研究会の活動の成果は。

答弁：昨年8月に発足した。先進地である福岡県糸島市の視察や、海道しるべの加工室等を利用し、料理の試作や研究等をしている。ことし1月には宮崎県で開催されたシンポジウムに参加、2月には福岡市の全国ジビエ祭りに出展、3月には約1週間、市内7つの飲食店にて各店舗で考案されたメニューを提供した。

質問：給食費について、次年度への繰り越しが約7,200千円、前年度繰り越しは約4,200千円で、差し引き約3,000千円、単年度の黒字となり、徴収した金額分の食材が出されていない。その前も約3,000千円の黒字になっているが、これはどういうことか。

答弁：とんとんで歳入歳出が精算できるのが一番いいだろうが、年度当初の回転資金の部分が必要ということと、栄養を損なわない程度で、できるだけコストを下げ、食材を購入するというような考え方で行っているため、月々幾らか余裕が出たりする場合もある。事故とか不測の事態が生じたときのために、ある程度余剰資金は必要ではないかというふうに考える。

質問：平成26年度の繰越金は約10,000千円あったが、27年度の繰り越しが約4,250千円になっている。この減った約6,000千円はどういうことに使ったのか。食材とか主食とか、パン代、米代、牛乳代とか副食材費にいいものを使ったということか。年度で食格差が生じているのか。

答弁：食材費等の給食を提供するために使った。各年度で支出の額というのは少し差があり、その年が豪華だったかどうかは、ちょっとはっきりとはわからない。その年々で物価の上下があるが、できるだけ収支はとんとんになるように努力する。

質問：遊休農地解消支援事業で、多良岳オレンジ海道を活かす会の取り組みを具体的に。

答弁：オレンジ海道を活かす会は、鹿島市、太良町、JAが出資して活動している。傾斜が急じゃないとか、南向きの斜面だとか、農地に戻るだろうというところを解消している。保育園生の体験農園に活用、景観作物栽培、牛の放牧等を行い、27年度には2.1ヘクタールの耕作放棄地が解消できた。

質問：鹿島市産業支援センター設置・運営事業で市内の商工業の持続的発展を図ったとあるが、実際、中小企業のほうで結果に結びついたという報告はあったのか。

答弁：具体的には、ここに相談に来て、売り上げが何%上がったというのはまだ出ていないが、都市部への販路開拓に伴う商品パッケージの相談等がある。ことしになっ

て持続化補助金を使い、お菓子の製造機械を入れ、工場内の配置転換をしたところ、製造能力が250%アップしたという報告を受けている。少しずつではあるが、効果が出ている。

質問：企業を元気にしていくことが地方創生に結びつく。商工会議所ともしっかり連携をとって、ビジネスサポートセンターをもっと盛り上げてもらいたいと思うが。

答弁：中小企業が元気になることが地方創生の第一歩だと私も思う。結果を出すように頑張る。

質問：放課後児童クラブで、鹿島小学校のわんぱくクラブの希望者が多く、三道会に1部屋を借りている状況だ。早急に鹿島小学校内に施設をつくるべきと思うが。

答弁：場所のこともかフロアの広さなどが検討課題だが、鹿島小学校の大規模改修のときに校舎内に1部屋融通できないかと教育委員会のほうで検討中だ。

質問：「1秒で好きになる鹿島」という観光プロモーションビデオができていますが、市外に向けての広報についてどう考えるか。

答弁：作成してすぐにインターネットのユーチューブのほうに掲載して、日本語、中国語、韓国語、英語、タイ語という5カ国語を含めて発信しているところだ。県外についても、観光PRをしていく中で、プロジェクターを使い、見てもらっている。

質問：鹿島市の学力は県の平均そこそこ。教育長は学力向上についてどのように指導してきたのか。

答弁：学力向上推進委員会において、各学校、CRT、全国の標準学力検査を行い、分析している。それと、授業研究会も推進委員会が主催するという形をとったり、市全体の学校に参加を呼びかけて授業研究会をやったりしている。現在、中学校でも小学校でも放課後に補充学習という時間をつくっている。1年ぐらいは、その差が縮んでいるという状況にある。

質問：補修した橋梁の耐震強度については十分なのか。

答弁：優先順位をつけながら、長寿命化に向けた補修を主体としている。耐震についてはまだ計画をしていないが、今後、国の状況等を見ながら対処していく。

質問：民生・児童委員調査活動、協議会運営活動等の実施ということで、具体的にどのように利用されているのか。

答弁：12,445千円の内訳は、民生・児童委員、地区会長へ活動委託料として合計11,400千円、残りが地区ごとの活動費となる。高齢者、子供、ひとり親の相談や生活困窮者自立支援事業などをお願いしている。それを福祉課へ直接、もしくは社協へつないでもらい、ニーズに応じた対応処理をするという形をとっている。

質問：農商工連携事業で、かしまデリカテッセンの3種類の商品の開発費用と、それをつくった費用、数量、販売経費や旅費等を含めた全体を見て、事業の収支がどのように

なっているのか。

答弁：開発経費は2,537,748円、製造費が1,650,035円、本数は4,309本の製造をした。収支は、全体の経費7,902,783円から商品の売上金を差し引き、7,011,393円のマイナスという形になる。

質問：祐徳・肥前浜宿地区を対象とした低コスト型下水道導入可能性検討業務委託の内容は。

答弁：祐徳門前地区と浜地区に下水道整備をするに当たり、国土交通省から提案の低コスト型下水道で整備した場合の費用削減効果について検討した。これは国土交通省の側から新しい工法の示唆があり、おおむね両方がやろうという話になっている。祐徳門前が約370,000千円から260,000千円程度に、浜地区が480,000千円程度から310,000千円程度に落ちた。現在、国土交通省と協議をするために資料をつくっている。

質問：国保特別会計について、国保の運営が平成30年度から県と市町の共同運営へ移行が決定したが、平成25年度から3年連続の赤字という結果だ。平成26年度から一定の徴収率を確保すれば国からの財政支援を受けられるという説明があったと思うが、平成27年度においては財政支援の実績はどこに表記してあるのか。

答弁：一般会計繰入金の中に、保険基盤安定繰入金の中の保険者支援分69,160,991円の中に含まれている。

質問：高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金が当初予算に対してかなり変動しているが、見込み違いだったのか。何か制度的な影響が途中で出たのか。

答弁：高額医療費共同事業交付金については、高額な医療費が予想を上回って発生したため。保険財政共同安定化事業交付金については、27年度から全ての医療費に対して交付されるようになり、予算を編成する際になかなか見込みが難しかった。

質問：公共下水道事業特別会計について、認可区域内普及率76.79%とあるが、人口も減少し、高齢化も進んできた。少しピッチを上げるという考えは。

答弁：人員体制の問題もあるが、ピッチは上げている。認可がとれている部分は、おおむね5年をめどに整備する予定。

以上、本委員会に付託されました議案第62号から議案第67号までの6議案は、質疑終了後、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定することに決せられました。

以上が決算審査特別委員会の審査報告であります。

なお、報告書の取りまとめに御尽力をいただきました勝屋弘貞委員にも厚くお礼を申し上げて、終わります。

○議長（松尾勝利君）

議案第62号から議案第67号までの6議案の委員会審査報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいまの委員長報告に対して、私は反対の立場で討論したいと思います。
先ほどもありましたように、27年度は14,417,808千円に対し、13,843,333千円ということで、574,475千円の黒字決算となっているようです。私はこれまでも、市民の暮らしを守る市の行財政運営のためには、多少にかかわらず、市民の大事な税金を無駄に使うことを許せないという、その一心で参りました。

一番許せないのは同和事業にかかわるものです。私はこれまでも一貫して同和事業において行財政の不公正を指摘し、改善を訴えておりますが、いまだに取り組みがなされていません。特に2つの団体への団体補助金です。全日本同和会と部落解放同盟への補助金です。組織は2つの団体、団体補助金が4,070,599円支出されています。内容は、全日本同和会に、これは4世帯5人の構成人員ですが、2,170,973円、部落解放同盟に、これは2世帯3人ですが、1,899,626円です。そして、その補助金のほとんどが研修会などへの出席旅費です。

市内にはいろんな団体がありますが、福祉団体について調べてみますと、市が補助金を出している団体は9つの団体です。そして、その団体に出されている補助金の総額は950千円です。多いところで150千円の補助が1団体、70千円の補助が1団体、40千円1団体、24千円2団体、20千円2団体、そして、そのいずれの団体も、団体における活動は、苦勞をしながらいろんな形で資金をつくっての活動です。ところが、同和2団体においては、人件費を含め、活動費は丸抱えになっています。何年も指摘をしていることですから、これより詳しくは申しませんが、絶対に許せないことですし、早急に改善が必要だと思えます。

さらに、無駄ということでは、農商工連携事業です。27年度決算成果説明書には、事業内容には「共通のロゴとイメージカラーで統一した「かしまデリカテッセン」の、鹿島産の素材を使用した3種類の商品（酒粕ソース・黒にんにくソース・大豆のディップ）のPRを行った。市内の各産業団体で構成される、鹿島市産業連携活性化協議会において協議し、首都圏や県内で開催された見本市等に出展した」。そして、かしまデリカテッセン商標登録委託料168千円、鹿島ブランドプロジェクト事業委託料2,500千円、地域ブランド販路開拓事業1,047千円とあります。27年度は酒粕ソース、黒にんにくソース、大豆のディップを手がけられているが、これがどれくらいの費用がかかり、どれくらいの売り上げがあったのかという問いに対して、驚く結果が出されました。かしまデリカテッセン、つまり酒粕ソース、黒にんにくソース、大豆のディップの、まず開発費2,537,748円、製造費1,650,035円、商標登録費168,080円、宣伝販売費1,047,161円、ブランディングデザインの委託に2,500,200円、合計7,903,224円、つまり必要経費が7,903,224円、そんな中で販売売り上げは891,390円

だったということです。先ほどの委員長の報告とはちょっと数字が違っていたようですが、私が申し上げているのは、質問の後、担当課から出された資料に基づいて言っておりますので、少し誤差が出るんじゃないかと思いますが、その辺は御了承ください。

そんな中で、販売売り上げが891,390円だったということですが、どれくらい製造したかといえば4,309個。そのうち、販売数は1,463個、検査サンプルの頒布として1,821個、合計3,284個。製造から売り上げを含めて使った分を引けば1,025個残っている。つまり在庫数です。そして、その在庫は賞味期限切れで処分したということ。最初は鹿島市も少しでも利益をと取り組まれたかもわかりません。しかし、大事な市民の税金を使ってやることです。そして、これらの事業は今度が初めてではありません。

御承知のように、平成24年からは「S o i S o i」、つまりマヨネーズをつくって販売しています。これも振り返ってみたいと思いますが、この取り組みのときも、なかなか売れないようで、宣伝費なども多く使われていました。これまでも意見を言ってきました。まず、「S o i S o i」について市民が知らない。市民に知ってもらって広めることが必要だ。多額の宣伝費を使うくらいなら、市内各世帯に1本ずつ配ったほうがどれだけ宣伝になるかわからない。また、鹿島で買おうとしても、どこにあるかもわからない。

ちなみに、この「S o i S o i」は24年から1,407本製造されています。販売が808本、検査サンプルなどに300本使われています。販売など、全部で1,108本ですね。その中で在庫が299本、これは賞味期限切れで処分されています。そして、それにかかった経費は、開発費、宣伝費、商標登録費、宣伝販売費を含め2,941,494円、販売売り上げ650,980円、収入から必要経費を差し引くと2,290,514円の赤字です。

このように前例があるにもかかわらず、同じことの繰り返し。普通の会社なら、これは大きな責任問題だと思います。それも、この件に関しては、これまでも議会でも指摘をされています。しかし、見直そうとされていません。27年度の7,011,834円の赤字と2,290,514円の赤字を合わせて9,302,348円、約10,000千円の税金の無駄遣いといしか言いようがありません。さらに、これには含まれていない、これにかかわってきた職員の人件費もあるでしょう。これを含めれば10,000千円はとっくに超えます。

振り返りますと、ミカンの花の問題もあります。今取り組まれている『Q u i n p a n k a (キンパンカ)』の問題も同じことです。このような事業の取り組みには、まず市民に十分理解をしてもらう。市民に十分知ってもらう。どの商品も知っている市民は多くありません。イベントなどで出されていたこともあります。知らない市民が大部分でしょう。このような取り組みをやるのであれば、これまで何度も言ってきたように、まず、地元鹿島市民が商品について十分納得して、商品にほれ込まなくてはいけないのではないのでしょうか。しかし、そのようなチャンスは全くありませんでした。莫大な赤字を生み出してしまった。これからまた伸びる見通しがあればいいのですが、今のような状況であれば、それは望めないも

のです。

27年度の決算において、同和と農商工連携事業だけ見ても、無駄な事業だと賛成できません。

さらに、私は市民交流プラザの問題で意見を言いたいと思います。26年10月にオープンした市民交流プラザですが、さらに整備事業として12,298千円使われています。これはトレーニングルームの充実などです。確かに必要なものは整備をしないではいけません。しかし、もっと急がなくてはいけないものもあると思います。和室の上がり口の危険性が言われながらそのままにされ、2人の高齢者が重傷を負った事故がありました。その後、上がり口の改善がなされましたが、一部、手をつけられただけです。まだ安全だと言える状況ではないのに、そのまま放置されています。トレーニング機器の整備も必要かもわかりませんが、特に「かたらい」は、お年寄りや子供たちが集うことを主たる目的につくられたのではないのでしょうか。そうであれば、まず何よりも安全に利用できるような対応をすることが先ではないのでしょうか。いまだに完全に安全とは言えない放置状況は許せません。早急に取り組むことです。

さて、市民交流プラザの運営ですが、27年度中に10万8,098人が利用したという報告がされています。これだけの皆さんが利用していただいたということには評価をしますが、「かたらい」をつくったことによって、1、2階のこれまでであった商店街の問題です。この商店街が少しでも栄えるようにと、そういうことも目的に、私はこの改善がされたと思います。そして、私はこの商店の経営状況がどのようになっているのかと再三質問をしてきましたが、個人の問題だということでは全く答えられていません。確かに商店、個人の問題でしょう。しかし、これまでその商店のためにと莫大な市民の税金を投入してきたのではないのでしょうか。商店の活性化を望んで取り組んだ事業です。中身がわからないまま進んでいけば、商店の経営が順調にいつているならばそれでもいいでしょう。しかし、もし全体の経営維持が大変になったということになればどうでしょう。ピオ全体の維持経費などが行き詰まることが出てくることだって考えられないことではありません。そういうことになれば、市がまた余分な金を投入することだって考えられるのではないのでしょうか。土壇場になってからでは遅いんだと思います。こんなことも考えられるので、やはり商店の運営がどうなっているかということについては明らかにしながら、はっきりとして取り組みながら対応することが必要だと思いますが、それがなくなることによって市民も非常に心配で、安心できない状況です。

さて、職員の問題です。10年以上前になるでしょうが、私は職員の方に健康に関するアンケート調査をしたことがあります。そのとき驚いたのは、アンケートに答えた職員の方たちの多くの人たちが何らかの薬を片手に仕事をされていたことです。そのとき私は市役所はストレスのたまる職場だと思い、職員の健康問題については、より気を使うようになりました。

その後、年々、職員の数が減らされていきました。そして、職員メンタルヘルス対策事業が顔を出してきています。27年度も520千円の実績が上がっています。現にメンタルで休職中の職員もいるわけです。原因はいろいろあるでしょうが、何ととっても仕事が複雑になり、職員数は減らされていくというのに、一つの大きな原因があるのではないかと考えています。今も重要な仕事を複数抱えて仕事をしている職員を幾つも見えています。いつメンタル休職と言われてもおかしくない状況はあるわけです。メンタルヘルス対策事業も大事でしょう。しかし、その前に職員数をふやすこと、それも非正規職員でなく正規職員をふやして、病気の職員が出ないようにすることです。

次に、就学援助の問題について、まず、入学準備金、修学旅行費については事前に支給するように訴え続けておりますが、その対応はありません。文科省においても、実績に合った支給をと教育委員会に指示を出しているはずですが、全国の自治体でも動きが出てきています。本当に児童・生徒のことを考えているのかと言いたいです。今後、早急に要求を実現していただくように望むものです。

給食費の無料化や保育料の無料化など、子供の対策の問題についても27年度において市民の要求を数々出してきましたが、受け入れる動きはありませんでした。その一方で、冒頭指摘したような問題など、無駄に使われている金があります。今回、574,475千円の黒字が出ています。この一部を使っただけでも、子供たちのためのいろんな施策がやれると思います。給食費の無料化などをぜひこういうのを使ってやってもらいたいし、その年度に組まれた予算は十分に使ってこそ、本当に必要だと私は思っています。

今、安倍首相は、数の力に物を言わせて、福祉の問題を初め、国民の生活にかかわる大事な問題を一つ一つ後退させています。年金を下げたり、医療費を上げることなど、本当に許せないことがいっぱいあります。その一方で、ギャンブルに関する強行採決をする。本当に許せないことが続いておりますが、こういうことが続いていきますと、国民の暮らしにかかわる問題が置き去りにされていくのは、もう目に見えています。このまま安倍政権が続くことは、私たち国民の暮らしを崩壊に持っていくわけです。

こういう中で、国が十分に対策をとらないとき、やはり何ととっても直接地方の自治体が市民の暮らしにかかわる問題に対して十分に対応することが大事だと思います。これからも鹿島市は大型事業などのことも考えられておりますが、そういうことの前に、市民の暮らしに係る福祉中心の子供たちを育てていくのに大事な、そういう市政を取り組んでいくことを私は望むものです。

私は市の予算が公平公正に使われることを願って、27年度決算には反対をいたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論はありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番議員、福井正でございます。議案第62号 平成27年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成27年度の一般会計につきましては、14,417,808千円の歳入に対し、13,843,333千円の歳出でございました。差引額574,475千円でございます。この差引額の分は財政調整基金への154,494千円の繰り入れ、そして、28年度一般会計予算への繰り出しということになっております。

また、歳入では、地方消費税交付金73.2%の増、国庫支出金17.1%減、繰入金34.8%減、市債9.9%減などにより、歳入全体で対前年比4.3%の減となっております。歳出では、人件費6.4%の減、公債費11.5%の減、積立金8.9%増、扶助費5.2%増、物件費4.1%増、補助費等11.6%増となっております。また、投資的経費といたしまして、普通建設事業34.7%減となり、歳出全体では6%の減でございます。

財源不足補填のために、公共施設建設基金については、鹿島新世紀センター建設、小学校・中学校大規模改造整備事業及び校務用パソコン整備事業などの財源として396,863千円を取り崩しましたけれども、財政調整基金については取り崩しを免れております。これだけの大型公共事業を実施しながらも、一般財源ベースの歳入増や人件費、公債費の減が大きくなっており、経常収支比率はかなりの改善が見られております。また、産業振興、民生費の増などにも十分対応ができており、大変すばらしい決算だったと私は評価をいたしております。

そのため、平成27年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成をいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第62号 平成27年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第62号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第63号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成27年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第64号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第65号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 平成27年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第66号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成27年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員会審査報告は認定であります。

本案は委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第67号は提案のとおり認定されました。

ここで10分程度休憩します。11時5分から再開します。

午前10時57分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

お諮りいたします。議案第74号から議案第79号までの6議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第74号から議案第79号までの6議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第74号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2、議案第74号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第74号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書及び議案説明資料は、いずれも1ページからとなります。

提案理由は、国家公務員の休暇等に係る規定の改正内容に準じまして、職員の休暇について介護時間の新設などの改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料のほうをごらんください。

資料の5ページに今回の改正の概要を示しておりますので、そちらのほうから御説明いたします。

まず、改正理由は、先ほど申し上げましたように、国家公務員の休暇等に係る規定の改正内容に準じての改正でございます。

2番目の改正内容ですが、働きながら育児・介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間労働法制では見直しが行われております。これを踏まえまして、公務においても同様な措置が確保されることが重要であることから、育児・介護制度に関しての改正について人事院勧告がなされておまして、本市におきましても国家公務員の休暇等に係る規定の改正内容に準じて、次の3点について改正を行うものでございます。

まず、1点目が介護休暇の分割で、条例第15条関係ですが、介護休暇を請求できる期間を通算して六月を超えない範囲内で3回まで分割可能とするものでございます。

現在、介護休暇を請求できる期間は連続する六月の期間内とされておりますが、介護は行きが非常に見えにくい場合がありますので、合計で六月以下という期間の長さは維持しながらも、介護休暇を請求できる期間を3回以下の範囲内で分割できるようにするものでございます。

2点目が介護時間の新設で、条例第15条の2関係ですが、連続する3年の期間内で、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認できる制度の新設でございます。

1点目の介護休暇の分割が急性期を含め要介護者の状態が大きく変化した場合のニーズに

対応できるものに対し、一方で、日常的なニーズへの対応が求められる場合がございます。このため、1日の勤務時間の始まり、または終わりの2時間を超えない範囲内で連続する3年までの期間、勤務しないことを承認する仕組みを創設するものでございます。

3点目が条例第8条の2の2、第8条の3関係ですが、育児休業等に係る子の範囲の拡大でございます。育児、または介護を行う職員の早出遅出勤務及び深夜勤務及び時間外勤務の制限について、職員が養育する子の範囲を拡大するものでございます。具体的には、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②が里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子でございます。現在、育児休業、育児短時間勤務の対象となる子の範囲は、職員と法律上の親子関係にある子に限られております。しかしながら、将来において法律上の親子関係の構築である養子縁組に向け実際に養育が開始されている場合なども育児休業制度等の対象として支援するものでございます。

なお、施行期日は平成29年1月1日とするものでございます。

資料1ページからの新旧対照表ですが、第8条の2の2がただいま説明しました育児休業等に係る子の範囲の拡大に係るもの、3ページの第11条から4ページの第16条までが介護時間の新設、介護休暇の分割に係るものの改正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

1点だけ。

要介護度何度とかありますですね。大体介護度のどこら辺までの方に対して認めるのか、要介護1とかでも大丈夫なのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

介護状態が要介護1とか5とかありますけれども、その状態がどの程度というのは別に定めがございません。介護が必要な親がいるとき、そういったときにこの介護休暇を申請できるものということでございます。この介護の状態が変わった場合は、また新たに申請をするというようなことになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

これは民間でもなさっているということで捉えていいんでしょうかね。民間でもやっぱり介護度合いに関係なく認めるというような感じなんですか、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

これは民間も同じような取り扱いになっているということでございます。ただ、介護休暇というのは無給であるということから、なかなか今までは取得がしづらいというような環境にありました。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第74号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第74号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第75号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第75号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。江口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（江口清一君）

議案第75号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は4ページから、議案説明資料は6ページからでございます。

提案理由は、農地利用最適化交付金が国の予算に新規計上されたことに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を改定したいので、この案を提案するものでございます。

議案書5ページが改正内容でございます。

議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料6ページをお開きください。

6ページから7ページまでは新旧対照表でございます。

8ページの改正の概要で説明いたしますので、議案説明資料8ページをお開きください。

1、改正理由でございます。

平成28年度において国の予算に新規計上された農地利用最適化交付金の交付に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の改定を行いたいので、この案を提案するものでございます。

2、農地利用最適化交付金についてでございますが、(1)農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るためには、担い手への農地集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの農地利用の最適化を推進する必要があります。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農業委員会等に関する法律が改正され、農地利用の最適化に関する事務が従来からの業務に加え農業委員会の必須事務に位置づけられました。これらを踏まえ、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、この交付金が新規計上されたものでございます。

(2)交付金の内容でございますが、農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な報酬に上乗せして支払う報酬の財源として交付金が交付されるものです。この交付金は活動実績に応じた交付金と成果実績に応じた交付金で交付されております。

まず、活動実績に応じた交付金でございますが、農地利用の最適化に向けた次の5つの活動を実施した農業委員会を対象に、国の予算総額の3割の範囲内で交付されるものでございます。

活動の内容は、①担い手への農地集積・集約化の推進活動、②遊休農地の発生防止・解消活動、③農地中間管理機構との連携活動、④新規参入の促進活動、5番目に、①から④までの活動に必要な会議となっております。これにつきましては、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の活動に応じて費用弁償をいたしますので、その財源に充てることとしております。

次に、成果実績に応じた交付金でございますが、農地利用の最適化に向けた活動の実施により、次の2つの成果を上げた農業委員会を対象に、国の実施要綱に基づき算出された金額を上限として国の予算の範囲内で交付されます。

活動の成果の内容は、①担い手への農地集積、②遊休農地の発生防止・解消となっております。

ます。この交付金は農業委員会の活動の成果と捉えるべきと考えておりますので、委員、農地利用最適化推進委員31人にひとしく同じ金額を支給することとしております。

3、主な改正内容でございますが、今回、農地利用最適化交付金が国の予算に新規計上されたことに伴い、農業委員会の成果実績に応じ交付される交付金の趣旨を踏まえ、従来の基礎的な報酬である年額報酬に加えて、実績に応じた加算額を上乗せして支給するもので、条例の一部改正をお願いするものです。

4、施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上で議案第75号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第75号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第75号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第76号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4、議案第76号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第76号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は6ページ、議案説明資料は10ページからとなります。

提案理由は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員の退職手当のうち、失業者に係るものについて改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料のほうで御説明いたしますので、説明資料の14ページをごらんください。

今回の改正の概要について、まず、改正理由ですが、雇用保険法等の一部を改正する法律により雇用保険法の一部が改正され、来年1月から施行されることに伴いまして、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容ですが、雇用保険法の改正により、平成29年1月1日から民間では65歳以降に雇用された者についても雇用保険が適用され、離職して求職活動をする場合は高年齢求職者給付金が支給されることとなります。

職員の場合、現行では、退職する際、十二月以上雇用された場合は退職手当が支給されますが、職員は雇用保険の対象外でありますので、失業給付は支給されません。そのため、職員の退職手当が、仮に失業給付を受けることとした際の給付総額に満たない場合は、その差額分を失業者の退職手当として追加支給をしております。

今回の改正では、65歳以降に雇用されます職員を失業者の退職手当の対象とする改正を行うものでございまして、現在では対象となるケースはありませんが、65歳以上の臨時的任用職員が退職した場合などが対象となるものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第76号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第76号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第77号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．議案第77号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原税務課長。

○税務課長（川原逸生君）

それでは、議案第77号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は8ページでございます。

改正理由は、地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容の説明は議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いいたします。

34ページをお願いいたします。

2、改正内容でございます。

(1)個人住民税におけるスイッチOTC薬控除の創設、これは医療費控除の特例でございますが、このスイッチOTC薬とは、もとは医師の判断でのみ使用が可能でありました医療用医薬品から、いわゆるドラッグストアなどで販売できます一般用医薬品等として許可、転用されました、このことをスイッチと申し上げるものでございます。OTCは、オーバー・ザ・カウンターの略でございます、ドラッグストアなどでカウンター越しに販売するということを意味してございます。このスイッチOTC薬控除を創設することで適切な健康管理のもと医療用医薬品からの代替を進め、健康の維持増進及び疾病予防を図るものでございます。

特定健康診査など一定の取り組みを行う個人が対象でございます、スイッチOTC薬に指定された市販の医薬品を購入した際の費用について所得控除を受けることができる制度でございます。

なお、本制度と医療費控除については、申告をされます方がどちらかを選択して申告するものでありまして、併用はできないこととなっております。

下記の表により制度の内容を説明いたします。

医療費控除の内容を右に記載しておりますので、あわせて御参照ください。

対象者でございます。健康の維持増進や疾病の予防が目的ですので、特定健康診査など一定の取り組みを行っている方が対象となります。

対象医薬品は、厚生労働省が指定したもので、治療、または療養に要するもののほか、予防のために使用した市販の医薬品でございます。

控除金額は、対象医薬品の合計額から保険金等の補填額と12千円を控除した額。

控除限度額は、最高88千円でございます。

適用期間は、平成29年1月1日から平成33年12月31日でございます。

35ページをお願いいたします。

(2) 固定資産税におけるわがまち特例の追加でございます。

地方税法で規定する減額特例措置のうち、法が定める基準の範囲内において特例割合を条例で定めるものとして、通称わがまち特例がございます。本特例の対象に再生可能エネルギー発電設備が追加されましたので、本条例におきまして特例割合を定めるものでございます。

なお、割合は全て国が示す参酌割合といたしております。

対象は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得されたもので、取得の翌年度から3年度分に限り特例措置を行うものでございます。

表をごらんください。

特例割合は、太陽光及び風力発電設備が課税標準額の3分の2、水力発電、地熱発電及びバイオマス発電設備は2分の1といたしております。

(3) 軽自動車税におけるグリーン化特例適用期限の1年間延長でございます。

燃費性能に応じたグリーン化特例、軽課税率の適用期限を1年間延長するものでございます。

対象は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新規登録された一定の性能を有する軽自動車でございます。

36ページをお願いいたします。

対象となる車及び軽課税率は表に記載のとおりでございます。本年度と内容の変更はございません。

(4) その他をごらんください。

① 延滞金の計算期間の見直しでございます。

個人市民税、法人市民税に係る延滞金について、法律の改正に伴い、1度目に職権による減額更正を行った後に増額更正を行った場合は、減額更正の誤りは課税庁側に帰責事由があるものとして、増額更正までの期間を延滞金の計算期間から除くものでございます。具体的には図に示しておりますので、御参照ください。

② 特例適用利子及び配当の額に係る所得を分離課税するものでございます。

租税条約の締結ができない台湾との間では、これまで利子及び配当所得について国内法上の取り扱いが異なっておりました。国内法の整備に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等として、租税条約と同様の効果が生じるようになりましたので、住民税におきまして分離課税する規定が追加されたものでございます。国民健康保険税条例におきましても、本改正の中で第3条による改正として関連する条項の一部改正をいたすものでございます。

このほか、③ 法令改正による引用条項の移動に伴う関係規定の整理等を行っております。

なお、改正に伴います新旧対照表は15ページから33ページに記載しておりますので、御参

照ください。

37ページをお願いいたします。

3、施行期日でございます。

(2)延滞金の計算期間の見直し及び特例適用利子及び配当の額に係る所得を分離課税するものは平成29年1月1日、(3)軽自動車税グリーン化特例の適用期限の1年間延長は平成29年4月1日、(4)スイッチOTC薬控除の創設は平成30年1月1日とし、それ以外のものにつきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第77号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第77号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第78号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6、議案第78号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

議案第78号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は21ページから、議案説明資料は38ページからでございます。

今回の条例改正は、小・中学生に係る医療費助成について、保護者の窓口負担額及び申請手続の負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、条例の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたしますが、38ページから40ページの新旧対照表は後ほど御説明いたします。

次の41ページをごらんください。

今回の改正内容について詳細を御説明いたします。

まず、現在の子どもの医療費助成は、小学校就学前の乳幼児は病院受診時の窓口負担額を限度額までとする現物給付方式でございます。一方、小学生、中学生は病院受診時に一旦医療費の個人負担額、いわゆる医療費の3割を支払った後、福祉課へ領収証を添えて医療費助成申請書を提出し、後日払い戻す償還払い方式でございます。今年度に入ってから佐賀県子ども家庭課が国保連合会や社会保険診療報酬支払基金並びに医師会などと調整し、子どもの医療費助成の現物給付化の拡大に着手したことにより、来年度から県内全市町が小学生以上の現物給付化を実現することとなりました。よって、鹿島市は子どもの医療費助成について乳幼児の現物給付化と同様に中学生まで拡大することとし、今回条例の改正をいたすものでございます。

施行期日は、平成29年4月1日でございます。

ここで38ページをごらんください。

条例の新旧対照表では、第2条の旧の欄では子供の定義を乳幼児と児童に分けて掲げておりますが、新の欄では子供の定義を15歳までに一本化しております。よって、第3条以降の条文も同様に変更することになります。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

現物給付の要求は長い間続けてきておりますが、やっとなったなという気がしておりますが、ちょっとよくわかりませんので、ここでお尋ねしたいと思いますのは、小・中学生が今まで月500円でしたね。改正後は1回500円で月2回まで、入院、月1千円ということですが、ちょっと私ここを理解できませんので、今までの。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

お答えします。

小学校、中学校の生徒たちは、今までは一月が500円自己負担ということで、償還払いの申請に来られた際に一月の合計額が例えば10千円だったとしたら、500円を除く9,500円を償還払いで支給というか、補助をしておりました。今後は、今、就学前の乳幼児が1医療機関ということは、1レセプトということで、1つの病院に1回目に行ったときに500円以外は

現物給付、2度目に行ったらまた500円以外は現物給付という形で、その場での窓口払いでの支払いが500円を月2回まで限度として個人負担すれば、あとは現物給付という形になります。だから、3回目に行ったら全く現物給付の対象ですので、個人負担はなくて支払いはゼロという形になりますので、それが就学前の子供たちだったんですが、それを中学生まで引き上げて、同じ現物給付化ということで導入することになっております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、ゼロ歳児から小学校就学前までは今までと変わらないと理解していいんでしょうかね。それで、小・中学生においては、今までは月500円でよかったんだけど、現物給付にはなるんだけど、実質的には負担がふえていくというふうに考えるんですかね。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

済みません、先ほど御説明がちょっと悪かったようですが、先ほどの10千円医療費がかかったとして、500円の個人負担を除いた9,500円を償還払いしていたということで、今後は1医療機関なので、1つの病院に1つの病気で行って10千円かかる医療費だったとしたら、1千円までをお支払いいただいた残りの9千円が現物給付で支払いが要らないということで、実質、個人負担はふえるという形になります。（発言する者あり）

1回だけのときは500円ですね。2回以上行かれたときは1つのレセプトイコール1医療機関で1千円は負担があるので、2回以上病院に行った場合は500円の負担がふえるということになります。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ちょっと私よくわかりませんが、まあ、いいでしょう。

市長、これからの少子化対策、いろいろ問題があるわけですけど、そういう中で、今回、現物給付というのは今まで多くのお母さんたちの要求が実現しましたが、こういう形で医療費につきましては今おっしゃったような説明ですが、どうなんでしょうか、どっちみち全額無料というようなね、やっぱりこれからの対策を考えていく場合において、そういう思い切った制度の導入というのが私は今急がれるんじゃないかと思うんです。既に全国ほかの自治体ではそういうものもありますからね。そういう面で、市長、お考えをお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

考え方として、ないとは言いませんけど、今一番問題になっているのは、こういうことも問題なんですけれども、高額医療で医療の世界全体がパンクするんじゃないかという問題があるわけなんです。例えば、わかりやすく言いますと、保険の世界は、みんなで負担をして、たまたま医療の治療を受けられた方の負担をできるだけ軽くしましようと、そういう話なんですよね。ところが、それぞれの方の医療費の格差が極端に開きますと、そういう制度が成り立たないということになります。そういう問題がありますから、最初から全額無料となったら、これはおよそ医療の世界では解決ができないという問題を抱えるということになります。

それから、無料となりますと別の問題が出てくるんですよ。よく言われるのは、何でんかんでん病院に行くと。例えば、たんこぶつくっても何してもということが俗に言われるんですけども、そういうことが本当にいいのだろうかということになりますから、全額無料にするというのも正直言って発想としてないとは言いませんが、やや乱暴な議論で、もう少し医療というもののどの程度のものを誰が負担するかと、そういうことをしっかり見きわめて対応しないといけないということになるかと思えます。

したがって、ストレートに今の質問に答えるには難しいんですけども、今、直面していますのは、国保がこれから対応する超高額医療費について一体どうやって負担していくかということが問題になります。それを全部、市の会計でやるといったら、そういう制度が成り立たなくなるということをお考えになっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、国保問題を言うと、高額療養費の問題が大きな問題になって、それが出てくるわけですが、確かにそれは問題あると思えます。ただ、やっぱり子供たちのことを考えると、特に鹿島市も少子化はまだ急速に進んでいく傾向があるわけですから、それを考えるとき、やっぱりここで少子化をどうして食いとめていくかということを考えるとき、一つの手段として医療費の無料化というのを私は進めることが大事だと思うんです。

鹿島市も一時、ゼロ歳児の無料化を実現したことがありますけど、もう50年近くになりますね。しかし、だからといって何でんかんでん病院にかかると、すぐそういう理由が言われますが、わざわざ何もなかとばお金のただやけんと病院にかかる者はおりませんよ。それより、やっぱり子供のことを一番に考えて取り組んでいくのが大事だと思います。

もう一つ課長にお尋ねしますが、例えば、これで全額無料制度にしたとして財源的にどれくらいの負担がかかるとお考えになっていますか。わかりますか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

恐らく今、子供の医療費が27年度の実績で合計80,000千円かかっております。そこで、個人負担額がどうなのかというところになると思うんですけども、恐らく1割までいかないくらい、5%としたら4,000千円ぐらいですかね、アップするのかなと思っております。ちょっと試算したことありませんので、それくらいしか申し上げられません。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま課長のほうから80,000千円ぐらい、そして、5%で4,000千円ぐらい上がるのかなということをおっしゃいましたが、1億円以下ですね。先ほどの決算で5億円の黒字です。あるじゃないですか。市長の腹次第ですよ。

それはそれとしまして、ぜひそういう流れになることを私は望みます。

今回、私は小・中学校については、これまでより負担がちょっとふえるという問題はあると思いますが、やっぱり現物給付は大きなメリットだと思います。今まで償還払いということで申請に行かなくてはいけなくても、お母さんが忙しくて申請書をもらいに行けなかったりという現状もあったことを考えると、とりあえず今回のことについては私もオーケーを出して取り組んでいきたいと思いますので、ぜひあとは市長がこれからの鹿島市を考えて、子供たちをどうするかということで勇気を持っていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

1点だけ、質問というより、これはお願いですけども、先ほど松尾征子議員の質問の中で、子供たちの改正後の現物給付、また、小・中学生の1医療機関につきの通院とか、こういう説明があったんですけども、恐らく市民の皆さん方はケーブルテレビを見ていても、私もそうですが、よくわからない部分があると思います。これが条例が制定されて、恐らくこれを市報であったりとか、お知らせの文書とか作成をされると思いますが、もう少し現物給付とはとか、医療機関についての支払いとか、こういうのを市民の皆さん方にわかりやすいようにつくる配慮をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

議員おっしゃるように、広報は市報に載せますし、あと、医療機関にも張り出しをしないといけないと思っております。また、個人に通知は、医療資格証が必要となりますので、その辺の通知でわかりやすい表示をしながら理解してもらうようにしたいと思っておりますが、今のところ就学前の子供さんが小学校、中学校でそういうふうに移行するので、そのまま就学前の子供さんたちを育てていらっしゃるから、十分この内容については周知されていると思っておりますので、混乱はないかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

引き続きのお願いですけれども、混乱がないということではなくて、皆さん方にわかりやすいような表記をお願いしたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

私も1点だけ、今回の条例の制定ですけれども、現物給付ということで非常によかったなという思いがあって、民生費が膨らむ中ではありますけれども、自己負担が月1回だと余計よかったかなという思いがあります。それは置いておいて、質問です。

施行期日が29年4月1日ということであります。鹿島市独自で、この定例会が終わった直後にしていただきたいような気もしますけれども、その点、何かよその市町との関連性があるのか、それとも、手続上、4月1日なのか、説明をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

今回、現物給付ができるようになったのは、県からの働きかけで、国保連合会、社会保険診療報酬支払基金、それとあと、各医師会の方たちへの理解をしていただいたわけですけれども、そのためには今度いろんな事務の契約とか、あと資格証の作成とか、いろんな部分で3カ月かけて職員が時間をかけてするわけですけれども、そういったことで、導入までにはかなりの手間と時間を要する作業でございます。よって、県内統一して4月1日から開始ということで進めるしかない状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど松田議員のほうからもありましたように、まず現物給付ですね、確認の意味でもう一度、現物給付というのがどういったものなのかということの御説明をお願いしたいと思

ます。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

まず、一般的に私たちの医療機関にかかるときの例えで申しますと、病院に行って、高額療養費とかはちょっと除いて、一般的な診療費ということで3割お支払いしています。それを、今度4月1日からですけれども、中学生までの子供さんが病院に行った場合には資格証を病院の窓口で提示します。その資格証によって県内の医療機関が子供さんが現物給付ということが確認できます。そうすると、1回目の病院、1つのレセプトに関して500円を払うだけで、あとの3割の500円以外の部分が現物給付という形で支払わなくてよいので、1回500円を支払うだけということになります。それが2回目、同じ病院に同じ治療で行けば一月内の2回目はまた500円が必要となります。それ以降、3回目以降、いろんなげがだったりすると何回も通院することになりますが、一月は1千円が限度で、あとの支払いは全く要らないということで、今までは3割分払ってから償還払いだったものが全部無料で病院に行けるという形になります。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

説明の中に現物給付というのが入っていましたよね。結局、説明されるのはわかるんですけど、最終的に現物給付という意味がですね、多分ほとんどの方は先ほどの説明じゃわからないと思うんですよ。単純に私が理解するのは、償還払いというのは、窓口に行きますよね。それで、領収証をもらいます。市役所に行って、その分のお金をもらいます。単純に考えれば、そういうことなんですよ。現物給付というのは、病院に行きます。そこでかかったお金は500円ですと。でも、結局、市のほうから直接医療機関にお金を出します。それが現物給付のやり方なんですよ。ですから、その部分の説明を求めたかったんですけども、なかなかそこが専門家の方の説明でございますから少し難しくなりがちなんだろうけど、そこら辺をちょっとかみ砕いて説明をいただけたら、私たちも、ケーブルテレビを見ていらっしゃる皆さんも多分御理解いただけるんじゃないかなというふうに思いますので、簡単な説明なんですけど難しくなってしまうというのが執行部の皆さんの説明の仕方なので、先ほど松田議員がおっしゃったように、できるだけ簡単に説明を、単純明快にさせていただければいいかなと思います。

今回、ゼロ歳から中学生までの分ということで、1医療機関につき通院が1回500円で月2回までということになっています。1回500円をまず医療機関に納めますね。1回目、2回目まで500円と、3回目は無料ということで私は理解していますが、それは先ほど御説

明があったので理解できましたけれども、月が変わればまた同じことを繰り返していくという形で理解してよろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

議員がおっしゃったように、翌月になればまた1回目は500円、2回目は500円、3回目は無料という形で、同じ病院、1医療機関、1レセプトに関してはそういう形で月ごとに発生するということになります。それが自己負担分です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

最後に要望をして終わりたいと思いますけれども、広報とかいろんなものにこういったものが載ってくると思います。先ほど松田議員のほうからもありましたように、できるだけ専門的な用語がある場合は米印か何かをつけて、市民の皆さんが理解できるような方法で表記をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第78号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第78号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第7 議案第79号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第79号 鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第79号 鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は24ページでございます。

議案第79号 鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしましては、一般廃棄物処理の許可を受けた業者、いわゆるこれは事業系の一般廃棄物でございます。事業系の一般廃棄物につきましては、法律のほうで「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」というふうになっておるものですから、基本的に鹿島市において2業者に許可を出し、一般廃棄物の処理を行っていただいているものでございます。その一般廃棄物の処理に係る手数料について所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては議案説明資料で説明いたしますので、お手元に御用意ください。

議案説明資料の44ページをお開きください。

今回の改正理由といたしまして、一般廃棄物処理業の許可を受けた業者による一般廃棄物の手数料の納入先が変更となることなどに伴い、所要の改正を行うものでございます。

これは平成28年1月4日、ことし1月4日より一般廃棄物の処理については武雄市の杵藤クリーンセンターから伊万里市のさが西部クリーンセンターへ移行いたしました。その移行に際しまして、現在、鹿島市に手数料を納入いただいておりますが、それを直接、伊万里市のさが西部クリーンセンターへ納入するためにこの案を提案するものでございます。

もともと当初の計画では、許可業者、いわゆる事業系一般廃棄物につきましては、全てさが西部クリーンセンターへ手数料を直接納入するシステムで構築をいたしておりましたが、許可業者の一般廃棄物の直接搬入手数料につきまして各市とも若干の差がございました。当市といたしましては、1年間の事業者への周知期間、いわゆる緩和措置をとっておりましたが、このほど許可業者と合意が調いましたので、予定どおり平成29年1月から搬入する者が直接支払いをしていただくというふうになったものでございます。

2番目の許可業者の一般廃棄物処理に係る経過の27年12月までは杵藤クリーンセンターに入れておりました。手数料は100キロまでごとに400円。平成28年1月からは、さが西部ク

リーンセンターで10キロ100円というふうになっております。100キロ1千円という値段が決定されております。この変更により、許可業者はさが西部広域環境組合の条例に基づく手数料を納入することとなりました。しかし、業者と協議をいたしました結果、非常に激変と申しますか、価格的に変わるので、1年間の周知期間が欲しいということで1年間周知をしていただきまして、28年10月に許可業者との協議が調いましたので、当時の計画どおり12月で激変緩和措置を終了し、1月1日からは新しい料金で支払っていただくというふうになったものでございます。

主な改正内容でございますが、先ほど申しました1年間の激変緩和措置の終了に伴い、手数料に係る規定を改正するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨に基づき、条文の整理等を行うものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日といたすものでございます。

45ページは許可業者によるごみ処理のフロー図でございます。

平成27年12月までは鹿島市から発生するごみ処理許可業者から手数料をいただきまして、それをうちがクリーンセンターへ納めていたわけでございます。それと同じことを28年1月から28年12月まではやっておりましたけれども、協議の結果、平成29年1月からは直接事業系の許可業者がさが西部クリーンセンターへ納入するというふうな形になっております。

42ページと43ページは新旧対照表でございます。

43ページの一番下、別表第2のエを今回直接支払い移行に伴いまして削除をいたし、ほかは条文の整理をいたすものでございます。

以上で条例改正の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

今、御説明にありましたけれども、従来は100キログラムまでが400円で、これからは100キログラム1千円になるということですが、この負担をことし、本年度までは鹿島市が上がった分を負担していて、次年度からは許可業者さんが払われるというふうに解釈しましたが、大分値上がりしたんですけど、業者さんの負担というのがかなりふえるのかなと思いますけれども、その辺の、何と申しますか、要するにごみを出すのは市民でありますから、市民の負担と、それから、許可業者さんがたくさんふえるのはちょっと迷惑もかけるのかなと、ごみを出す者が考えんといかんかなということも含めて、もう少しその辺のことを御説明願えないでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

御説明申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、事業者の責務として「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」となっております。基本的には産業廃棄物と言われる燃えかすや泥、廃油等は西部クリーンセンターに持ち込むことができませんので、別途、専門業者のほうで処理をいたします。ですが、事業系の一般廃棄物と申しますものがございます。事業に伴って出ます、例えば、ごみとかちりとか、それから食物残渣その他あります。これにつきまして、自分の手で処理しなくては行けませんので、こういった許可業者をお願いをして、それを処理するわけでございます。市民の方は当然ごみ袋を買われてごみ袋と一緒に出されますので、それについては委託業者のほうでうちのほうで処理をするということで、別途の処理の仕方になりますので、要するに一般市民の方に迷惑をかけるわけではないということでございます。

また、一部事業系の一般廃棄物でも、これは家庭系とほとんど変わらないなど、量もそんなにないなどという部分、家庭と同じぐらいの量だなどという部分につきましては、いわゆる区長さんたちの了解を得まして家庭ごみと一緒に処理をするということも許可をいたしておりますので、そのほか大量に出るごみですね、いわゆる大量に出る事業に伴う泥とか——泥はできませんけれども、いろいろなものをここで処理をするということになります。

これにつきましては、私どものほうで、いわゆる西部広域環境組合のほうで2年ほど協議をいたしまして、私どもとしては西部に移る際に、武雄のクリーンセンターに合わせていただきたいというお話を大分しておりましたけれども、既に有田、伊万里ではこの値段でとっていると、これを変更することは不可能というふうなことで、話がそういうふうに着したわけでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

御説明ありがとうございました。要するにごみとしては、たくさんの金額をさが西部クリーンセンターに今まで納めていた値段よりも、ごみの処理費用が高くなるということですよ。そういうことではないんですか。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

おっしゃっていらっしゃるのが事業系の一般廃棄物だろうと思いますが、事業系ですから、これは本当は自分でどこかに持って行って処理業者に任せて処理をすべきものでございます。その部分について伊万里のさが西部クリーンセンターで処理をいたしますので、その応分の

負担をしてくれというお話でございます。私どもが普通一般的にやりますごみ袋に入れて出す分ですね、これにつきましては特段上がっているわけではなく、逆に、はっきり申し上げまして、今のところまだ1年経過しておりませんので、はっきりは出せませんが、武雄のクリーンセンターとほぼ同額か、それ以下ぐらいになっているということでございます。

以上でございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第79号 鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第79号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9日は午前10時から会議を開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時13分 散会